

井手町いじめ防止基本方針

平成26年4月
(平成31年3月改定)
井手町

目 次

はじめに	1
第 1 いじめの防止等に対する基本的な方向	
1 いじめの定義等	1
(1) いじめの定義	
(2) 基本方針における「学校」の範囲等	
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
(1) いじめを許さない日頃の指導と早期発見・早期対応	
(2) 人権尊重の視点に立った内面深く迫る粘り強い指導	
(3) 学校全体での組織的な対応	
(4) 教育委員会・学校・家庭・地域社会の迅速かつ緊密な連携	
(5) 深刻ないじめに対する毅然とした指導	
第 2 いじめの防止等のための対策	
1 いじめの防止等のために町が実施する施策	4
(1) 組織の設置等	
(2) いじめの防止等のための基本施策	
2 いじめの防止等のために学校が実施する施策	6
(1) 「いじめ防止基本方針」の策定	
(2) 「いじめ対策委員会」の設置	
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組	
第 3 重大事態への対応	
1 重大事態の意味	12
2 重大事態発生時の報告及び調査等	12
3 調査を実施する組織	12
(1) 学校が調査主体となる場合	
(2) 教育委員会が調査主体となる場合	
4 事実関係を明確にするための調査の内容	12

5	調査結果の提供及び報告	13
	(1) 調査結果の提供	
	(2) 調査結果の報告	
6	町長による再調査及び措置	13
	(1) 再調査	
	(2) 再調査の結果を踏まえた措置	
	(3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への再調査に係る情報提供	
	(4) 再調査結果の議会への報告	
第4	その他いじめの防止等のための取組	14

井手町いじめ防止基本方針（改定案）

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本町においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるという人権尊重の精神の下、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるという危機意識をもって、その防止と対策に当たってきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の施行を受け、町・学校・家庭・地域社会その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて一層の取組を進めるよう、法第 12 条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、井手町いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

第 1 いじめの防止等に対する基本的な方向

1 いじめの定義等

（1）いじめの定義

法第 2 条ではいじめの定義が次のとおり規定されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。）

本町では、この定義を踏まえて取り組むものとする。

取組にあたっては、表面的・形式的に判断せず、児童生徒の感じている思いに着目するなど、当該児童生徒の立場に立って取組を進めるとともに、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をするものとする。

(2) 基本方針における「学校」の範囲等

法第2条第2項において、「この法律において『学校』とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。」とされており、本基本方針における「学校」とは、井手町立学校設置条例（昭和45年井手町条例第23号。）に規定する学校とする。

また、本基本方針における「児童生徒」とは、井手町立学校に在籍する児童又は生徒とし、「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

法第3条では基本理念が次のとおり規定されている。

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本町では、この基本理念の下、いじめの防止等のための対策に強い決意で取り組んでいくこととする。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめを許さない日頃の指導と早期発見・早期対応

① 学校教育活動全体を通じ、人権尊重を基盤とした指導を充実させるとともに、児童生徒の豊かな情操や社会性、人を思いやる心などをはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを進める。

② いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるという危機意識をもって、学校・家庭・地域社会が連携して早期発見・早期対応に努める。

③ 教職員は、日常の生活から子どもの変化を察知する鋭敏な人権感覚を磨くとともに、教育委員会と学校は連携して適切な相談対応や実態把握に努める。

(2) 人権尊重の視点に立った内面深く迫る粘り強い指導

① 児童生徒に、いじめは決して許されない人権侵害であることを理解させ、内面に深く迫る指導を粘り強く行うとともに、陰湿化・潜在化することのないように注意深く指導を継続する。

② いじめに係る行為の防止にとどまることなく、友人関係を注視し良好な関係に戻るまで指導を徹底する。

(3) 学校全体での組織的な対応

① いじめの兆候が見られたら、教職員一人で抱え込むことなく、管理職等に速やかに報告し、学校全体で共通理解を図りながら組織的に対応する。

(4) 教育委員会・学校・家庭・地域社会の迅速かつ緊密な連携

① 学校は、いじめ問題の発生に際しては、事実関係を正確に確認した上で、速やかに教育委員会へ報告・連絡・相談を行うとともに、家庭・地域社会とも緊密に連携して取組を進める。

② 教育委員会は、いじめの通報や相談の窓口を設置し、いじめの防止等のための取組が関係者の連携の下、適切に行われるように努める。

(5) 深刻ないじめに対する毅然とした指導

① 暴行や恐喝などの犯罪行為等、学校の指導の範囲を超えるいじめについては、児童相談所や警察とも連携した対応を行う。

② いじめの状況により、いじめを受けた児童生徒を守り学校の秩序を保つために、いじめを行った児童生徒に対して出席停止等の措置も検討する。

第2 いじめの防止等のための対策

1 いじめの防止等のために町が実施する施策

(1) 組織の設置等

① 「井手町いじめ防止対策推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を教育委員会に設置する。

ア) 推進委員会の構成員は次のとおりとする。

青少年健全育成・人権・PTAなどの関係団体の代表、学識経験者、心理・福祉の専門家等

イ) 推進委員会では次のことを行う。

○ 基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的見地からの審議を行う。

○ 小中学校より通報や相談のあったいじめに関する事象について、必要に応じ調査を行うとともに、問題の解決を図るための協議や助言を行う。

○ 「京都府いじめ問題対策連絡会議」との連携を図る。

② 重大事態の調査を行う教育委員会の附属機関「井手町教育委員会いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。

教育委員会は、法第28条第1項による重大事態に係る報告を受け、必要があると認めるときは、調査委員会において調査を行うものとする。

組織の構成員は、推進委員会に弁護士、医師等専門的知識及び経験を有する者等を加えた者で構成することを基本とし、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めるものとする。

③ 重大事態の調査を行う町長の附属機関「井手町いじめ再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた町長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査委員会において調査を行うものとする。

組織の構成は、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等で構成することを基本とし、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めるものとする。

(2) いじめの防止等のための基本施策

① いじめの防止

ア) 児童生徒の豊かな情操と社会性を培い、心の通う人間関係を構築

する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、人権週間の取組をはじめとした日常の人権教育の充実を図る。

イ) いじめの実態把握など、学校における取組状況の点検を進め、いじめの防止等の取組の充実を図る。

ウ) 児童生徒が自主的に行ういじめの防止等のための活動に対する支援を行う。

エ) 推進委員会を中心に、国や京都府の調査研究結果を活用しながらいじめ防止等の対策について調査研究を進める。

オ) いじめの防止等のための対策に関する研修の実施など、教職員の資質能力の向上に必要な取組を進める。

カ) 教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるように、会議等の効率化や諸行事の見直し、部活動指導の工夫など、日々の学校業務について指導・助言を行う。

キ) いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の確保に努め、教育相談など学校の求めに応じた支援を進める。

ク) 法に規定された保護者の責務等を踏まえて、子どもの規範意識の育成や、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、その他保護者に対する必要な取組を進める。

ケ) 情報の高度の流通性、発信者の匿名性など、インターネットの特性を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処

することができるように児童生徒及び保護者に必要な啓発活動を実施する。

② いじめの早期発見

ア) いじめを早期に発見するため、児童生徒に対して学期に1回、家庭持ち帰りの定期的なアンケート調査や聴き取り調査を実施し、「いやな思いをした」ものから、生命や身体に危険を及ぼすおそれがあるものまで段階的に把握するなど、必要な取組を進める。

イ) いじめの通報や相談を受ける体制を整備・充実していくとともに、これらの相談窓口や京都府などに設置された専門機関を周知し、活用を図る。

ウ) 京都府教育委員会が委託するネットパトロール業者との連携と提供された調査報告の有効活用を図る。

③ いじめへの対処

ア) 法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、学校に対し問題解決に向けた適切な取組と組織的な対応を図ることを指示す

るとともに、当該報告に係る事案について必要に応じ推進委員会において調査や協議を行う。

イ) いじめを受けた児童生徒、その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な支援と対応を速やかに行う。事象に応じて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等の措置も検討する。出席停止の措置を行う場合、出席停止期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じる。

④ 家庭や地域社会、関係機関との連携

ア) いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下、適切に行われるように啓発活動を進めるとともに、学校・家庭・地域社会や児童相談所・警察などの関係機関との連携強化等の体制整備を図る。

イ) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校・家庭・地域社会の緊密な連携を促進する。

2 いじめの防止等のために学校が実施する施策

(1) 「いじめ防止基本方針」の策定

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、各学校において「いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)を策定する。

策定に当たっては、その内容としていじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処(以下「事案対処」という)の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、学校内外におけるいじめを受けた児童生徒の教育環境・教育機会の確保、校内研修などについて定めるとともに、下記の事項に留意するものとする。

なお、いじめの問題に対する様々な取組を推進していく際、常に個人情報取扱いについて配慮するように努める。

① いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止等に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

② 教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応となるように、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め(「早期発見・事案対処マニュアル」の策

定等)、それを徹底するため、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなどといった具体的な取組を盛り込む。

- ③ 学校基本方針の策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動を具体的に記載する。
- ④ より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを必要に応じて見直すPDCAサイクル(*1)を学校基本方針に定める。

さらに、学校基本方針に基づくいじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、取組状況や達成状況を評価することにより、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

- ⑤ 学校基本方針を策定・見直しを行うに当たっては、方針を検討する段階から学校評議員やPTA役員等の参画によって、地域と連携した学校基本方針になるようにすることが、学校基本方針策定・見直し後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定・見直しに際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。
- ⑥ 策定・見直しを行った学校基本方針については、学校のホームページで公開するとともに必ず入学式・各年度の開始時等に児童生徒、保護者、関係機関に説明する。
- ⑦ 人権尊重の精神のもと、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、いじめを行った児童生徒の持つ課題を解決するため、立ち直りを支援する具体的な対応方針を定める。

(2) 「いじめ対策委員会」の設置

構成員は校長、教頭、教務主任、生徒指導主任など、いじめ対策委員会が組織的対応の中核として機能するよう、学校の実情に応じて決定する。これに加え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とする。

いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う組織であるので、他の組織と併せず、単独で設置することが望ましい。

いじめ対策委員会はいじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応できる体制とするものとする。

特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、いじめ対策委員会が情報の収集と記録、共有を行うため、教職員は些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談するものとする。

あわせて、学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手段及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。

また、いじめ対策委員会において、学校基本方針の策定や見直し、取組の進捗状況のチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証するものとする。

（3）学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、教育委員会とともに、家庭・地域社会・関係機関や外部の専門家等と連携していじめの防止等の取組を進める。

① いじめの防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるという危機意識をもって、全ての児童生徒を対象に、いじめを許さない日頃の取組を進める。そのために児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進する。その中で集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるように努める。

また、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動も含む学校教育活動全体を通じて、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動やいじめを防止するための取組を推進する。

加えて、児童生徒に対して、傍観者とならず、教職員や相談窓口への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

あわせて、発達障がいを含む障がいのある児童生徒、学校として配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒

に対する必要な指導を組織的に行う。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、人権尊重の精神に基づく指導を進める。

② いじめの早期発見

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、鋭敏な人権感覚を磨くとともに、日頃からの児童生徒との関わりを大切にし、信頼関係を構築する中でいじめの早期発見に努め、いじめが深刻化することのないよう適切に対処しなければならない。

学校が実施するアンケート調査や聴き取り調査等において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員に理解させ、これを踏まえ、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

③ いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会へ報告するとともに組織的に対応しなければならない。教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反する。

また、教職員は学校の定めた方針等に従って、いじめに係る情報を適切に記録する必要がある。

いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応策を決定し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、事実関係と学校の対応策を迅速に保護者に伝え、不安の解消に努める。いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人権認識の深化を図りながら、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを受けた児童生徒に対する支援や対応、いじめを行った児童生徒への指導だけでなく、いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、例えいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。

また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを十分に理解させるなど、いじめを許さない集団づくりを進める。

⑤ いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

⑥ いじめ解消後の継続的な指導

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、引き続き友人関係を注視し、当該事象の完全解消に至るまで、継続的に指導を行う。

また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。

⑦ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう、スマートフォン等へのフィルタリング(*2)普及の促進や情報モラル教育など、児童生徒及びその保護者に対する啓発活動を進める。

また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを踏まえ、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた児童生徒等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる必要がある。

第3 重大事態への対応

1 重大事態の意味

法第28条第1項に規定する次のことを重大事態とする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

井手町の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に基づき適切に対応する。また、日頃から重大事態に至ることのないよう、早期の問題解決に努める。

2 重大事態発生の報告及び調査等

重大事態が発生した場合、学校は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを町長に報告する。

この場合教育委員会又は学校は、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「重大事態の調査」という。）を行うものとする。

3 調査を実施する組織

重大事態の調査は、教育委員会又は学校が実施するが、調査の実施主体については教育委員会が判断する。

（1）学校が調査主体となる場合

学校が調査主体となる場合、各校に設置するいじめ対策委員会を母体として当該重大事態の内容に応じた適切な専門家等を含めた組織において調査を行う。

（2）教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会が調査主体となる場合、教育委員会に設置する調査委員会において調査を行う。

4 事実関係を明確にするための調査の内容

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど、事実関係を明確にするために調査を行う。その際、可能な限り網羅

的に明確にし、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとする。

5 調査結果の提供及び報告

(1) 調査結果の提供

調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報について経過報告を含め説明を行う。

(2) 調査結果の報告

重大事態の調査結果について町長に報告する。

その際、前項の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて報告する。

6 町長による再調査及び措置

(1) 再調査

法第 28 条第 1 項の規定による重大事態の調査結果について報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について法第 30 条第 2 項に基づき、再調査委員会において調査（以下「再調査」という。）を行う。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置

町長は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への再調査に係る情報提供

再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係とその他の必要な情報について、経過報告を含め説明を行う。

(4) 再調査結果の議会への報告

町長は再調査の結果について議会に報告する。

第4 その他いじめの防止等のための取組

町は、基本方針に定めるいじめの防止等の取組が実効的に機能しているか、推進委員会において検証し、必要に応じて見直すものとする。

*1 [PDCAサイクル]

PDCA サイクルとは、次の4段階の頭文字をつなげたものでこれを繰り返しサイクルを向上させることによって継続的に取組を改善しようとする考え方である。

- ① Plan(計画): 従来の実績や将来の予測などをもとに取組計画の作成
- ② Do(実施、実行): 計画に沿って取組を遂行
- ③ Check(点検、評価): 取組の遂行が計画に沿っているかどうかの確認、評価
- ④ Action(処置、改善): 計画に沿って遂行されていない部分の処置、改善

*2 [フィルタリング]

フィルタリングとは、インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別して選択的に排除する機能のこと。主に青少年保護等を目的として活用される。